

令和5年12月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年12月20日(水) 午後3時00分～午後3時30分

2.開催場所 三芳町役場 201 会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第14号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

報告第14号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第15号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第17号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第18号 農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第14号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
報告第14号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第15号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第16号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第17号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第18号、1、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)、別紙のとおり
令和5年12月20日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長 議案第14号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。議案第14号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、2ページ、3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は915㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。譲渡人の経営面積は915.00㎡、譲受人の経営面積は38,170.00㎡となります。申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター3台、トラック3台、耕うん機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。労働力は、申請者を含め3名と記載されております。主たる経営作物は、水稻、野菜、枝物、放牧草、栗となっております。また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 12月12日に〇〇委員、事務局と共に現地確認をして参りました。現在畑には防草シートが掛かっており、周りの畑に草の被害が及ばないように配慮されている様子であり、防草シートは剥がしてトラクターで耕耘すれば、農地として利用できるような状態でした。また譲受人の〇〇〇〇さんに話を伺ったところ、取得予定の農地につきましては、ユーカリを作付ける予定とのことでした。事務局の説明のとおり枝物や野菜等を出荷しており、農業を一生懸命やられている方ですので問題ないと思われまます。慎重審議をお願いいたします。

会長 何か意見はございますか。
異議なしの声が出ましたので、許可とします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。4ページをご覧ください。
報告第14号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。所在につきましては、5ページから6ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑で、面積は1,205㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望は無しで受理済みです。

続いて報告第15号についてご報告いたします。7ページをご覧ください。
報告第15号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。所在につきましては、8ページから10ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。面積は上から38㎡、436㎡となっております。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、駐車場として受理済みです。

続きまして11ページをご覧ください。報告第16号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、権利は、賃借権の設定で、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、12ページから14ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該

当しません。面積は395㎡となっております。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、事務所建設として受理済みです。

15ページをご覧ください。

報告第17号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。この案件は、令和5年9月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。所在につきましては、16ページから20ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。面積は上から2,224㎡、2,114㎡、3,642㎡の計7,980㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和5年12月1日から令和11年11月30日までの6年間となります。公告日は令和5年11月28日となっております。

続きまして、21ページをご覧ください。

報告第18号は、三芳町教育委員会より提出された、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。

農地法施行規則第53条は、農地の転用のための権利移動の制限の例外となります。つまり、ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっております。今回の件は、農地法施行規則第53条第1項第19号に当たり、「地方公共団体が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合」に合致するため、農地転用許可は要らず、報告のみとなります。

所在が〇〇〇〇の一部の計1筆となっております。所在につきましては、22ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。面積が1,202㎡のうち248.75㎡となっております。なお、詳しい土地利用計画につきましては、23ページの土地利用計画図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和6年1月9日～令和6年1月30日(予定)

掘削方法は、深さ1mから2m、長さ12mのトレンチを1本、深さ1mから2m、

長さ13mのトレンチを1本掘削予定となります。被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和6年1月18日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信